



マイナンバーカード受取り・電子証明書の更新 夜間臨時窓口を開設します

平日の市役所開庁時間に来庁できない方のため、平日の夜間に臨時窓口を開設します。

- 日時／5月13日(木)・27日(木)午後5時～7時
- 受付場所／市役所市民課
- 受付内容／マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新
- 予約申込／受入人数の調整等を行いますので、下記の申込期限までに、電話または申込フォームより予約してください。予約がない場合、手続きができないことがあります。



URL <https://www.har.p.lg.jp/z4eC4iqk>

夜間開設日	予約申込期限
5月13日(木)	5月10日(月)まで
5月27日(木)	5月24日(月)まで

問 市役所市民課窓口係 [内線113～116]

必要なもの

下記①～④のうち、手続きごとに必要なものをお持ちください。

- マイナンバーカードの受取りの場合…①②③
- 電子証明書の更新の場合…④

- ①本人確認書類…次のAから1点、またはBから2点をお持ちください
 - A 運転免許証、パスポート、障害者手帳
 - B 健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証
- ②交付通知書のはがき
- ③マイナンバー通知カード
- ④マイナンバーカードと暗証番号

生活困窮者自立支援制度のご案内

市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活のさまざまなことでお困りの方を対象に自立に向けた支援を行っています。

●生活困窮者自立支援制度について

失業などによる経済的な困窮、単身世帯の増加などによる社会的孤立、傷病による医療費負担の増加など、誰もが生活困窮状態に陥る可能性があります。

そのようなとき、社会福祉などの専門的な知識を有した支援員が相談に応じ、支援計画を策定することで、相談者にあつた自立に向けた支援を行います。

【住居確保給付金】

離職、廃業から2年以内又は休業等により収入が減少して離職等と同程度の状況にある方に対して家賃相当分(上限額あり)を有期で支給する制度です。申請に当たっては、求職活動を行うなどの要件があります。

●どなたでも相談できます

就職活動に関することや、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った、家計のやりくりがうまくできない、家族がひきこもりで将来に不安があるなど、経済的な問題や家

庭の問題など幅広く相談に応じます。

●相談窓口

北斗市生活相談支援センター(北斗市社会福祉協議会内)

☎0138-74-2500

(受付時間/平日午前8時30分～午後5時)



生活にお困りの方へ

生活保護制度

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮程度に応じて、必要な保護を行う制度です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、お困り場合はためらわずにご相談ください。

問 社会福祉課保護係

「内線172～176」